事業所が健康保険組合から脱退するとき

事業所が大阪港湾健康保険組合から脱退される場合は、手続きなどが必要となりますので、 下記の書類の提出をお願いします。

なお、状況に応じて提出書類などが変わる場合がありますので、事前に健康保険組合まで ご連絡ください。

一 提出書類 一

提出書類名	部数	補足事項
事業所脱退届	2 部	
健康保険法第 25 条第 1 項の規程による 事業主同意書	2 部	
健康保険法第 25 条第 1 項の規程による 被保険者の同意書	2 部	
同意書	1 部	
脱退申立書	2 部	様式は任意ですが、 脱退日と脱退理由をご記入ください